

随意契約及び比較見積を徴取しない理由書

津波・高潮ステーション 映像投影機器更新工事（R7）

本工事は、津波・高潮ステーションの「ダイナキューブ」に設置されているプロジェクターの更新工事を行うものである。

「ダイナキューブ」は、紀伊半島沖で地震が発生したことによる津波が大阪のまちを飲み込むと想定される最悪のケースを再現しており、前面、左右側面、および床面の4面に6台のプロジェクターを用いて一体となった迫力のある映像を投影することにより、見学者が津波によって引き起こされる災害を体感し、津波の恐ろしさを映像で伝えるシアターとなっている。

当該ダイナキューブのプロジェクターは、平成28年の更新工事以来、8年近く継続して使用されているが、プロジェクターの耐用年数は概ね5年とされており、既に耐用年数を超過し、更新時期がきているため、映像が投影出来なくなるおそれがある。放置すると、見学案内に支障をきたす可能性があるため、今般、プロジェクターの更新を実施するものである。なお、2か年で6台を更新する計画であり、昨年度に2台更新をしたため、今年度は4台のプロジェクターを更新する。

工事実施にあたっては、機器のシステムにおいて、その構造・設計等に精通していることが必要となし、既存設備の詳細な設計資料及び専門知識などの特別な能力が必要となる。ダイナキューブでは6台のプロジェクターを用いて映像を投影しているため、プロジェクターを更新する場合は映像の色や位置等に差が出ないように、プロジェクターとダイナキューブ内にある映像表示装置との調整をする必要がある。映像表示装置は本施設用に高度に構築された設備であることから、既存設備の詳細に関する専門知識を有するとともに、設備全体の構造・設計等についても十分に熟知していることが求められる。

以上を勘案すると、本工事を実施できるのは、平成19年度「一級河川木津川 津波高潮防災啓発展示物制作設置業務委託」により、展示物制作設置業務を実施した株式会社乃村工藝社以外にその能力を有する者がいない。

なお、株式会社乃村工藝社は、その専門的・技術的に高度な対応を必要とする映像システムやメカニカル展示演出装置の設計製作及び保守点検業務を専門的に取り扱うために、平成7年に100%出資子会社としてノムラテクノ株式会社を設立し、さらに令和4年3月にノムラテクノ株式会社が他2社と合併し、株式会社ノムラメディアスが現在同業務を引き継いでいる。

したがって、本工事を履行できるのは展示物制作設置業務を現在引き継いでいる株式会社ノムラメディアス大阪事業所以外にその能力を有するものがないため、見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結することとし、同理由により大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書の徴取は省略することとする。